

# 第2次 阿賀野市食育推進計画

阿賀野の食で、豊かな人間性と健康な心身（からだ）を育み、  
人と人とのつながりを大切にし、明るい未来を築く



～食べる楽しみ 阿賀野の恵み～



平成28年3月  
阿賀野市



## はじめに



私たちが、生涯にわたっていきいきと幸せに過ごすためには、心身とも健康であることが基本です。

阿賀野市では、健康づくりは家庭からを理念とする「健康あがの21」を策定するなど、積極的かつ計画的に市民の皆様方の健康づくりに努めてまいりました。

また、健康寿命を延ばすため「運動」「休養」「栄養」「健(検)診」「生きがい」の5本柱を健康の基本とし健康を推進しています。その中でも「食」は全てに関係してくる命の源であると考えます。

しかし「食」を取り巻く環境は、経済発展とともに大きく変わり、生きるための食事から、楽しむための食事へと変化しています。

食の欧米化が進み、米をはじめとする炭水化物の摂取量が減り、その分、脂肪や塩分などの摂取量が増えることで、生活習慣病が増加するという事態が起こり、さらには食糧自給率の低下や、TPP、食品の偽装表示などによる食の安全性の問題など、食を取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。

これから益々食を取り巻く環境が多様化し、情報があふれる中、「健康の維持・増進のため」「食の安全を守るため」など、自分が本当に必要とする「食」を選択できるよう「食育」を推進しなければなりません。

阿賀野市では、市民みんなで食育を推進するため平成21年3月に「阿賀野市食育推進計画」を策定しました。平成26年度には最終評価を行い、この度、これまでの成果と課題を踏まえ第2次計画を策定しました。

阿賀野市は、今後も、本計画の「食を通じて、健全な心身を培い、豊かな人間性を育む」ことを基本理念とし、生涯を通じた「食育」を更に推進してまいります。

最後に、この計画の策定にご尽力いただきました阿賀野市食育推進協議会委員の皆様、また阿賀野市ネットワーク委員会委員の皆様をはじめ関係各位に心から感謝申し上げますとともに、今後とも一層のご協力をお願い申し上げます。

平成28年 3月

阿賀野市長 田 中 清 善

# 目 次

## 第1章 計画に対する基本的な考え方

1	計画策定の意義	1
2	基本理念	2
3	計画の位置づけ	2
4	計画の期間	3

## 第2章 計画の基本的な方向

1	第1次計画の結果	4
2	第1次計画の結果分析及び食に関する現状	9
3	課題と目標	13
4	重点目標	15
5	第2次計画の数値目標	16
6	計画の推進体制	19

## 第3章 取組の内容

1	「食に関する知識の習得と健全な食習慣の実践」のために	20
2	「安心・安全な農畜産物の生産と地産地消の推進」のために	23
3	「食文化の伝承と発展」のために	24
4	「食をとりまく環境問題への取組」のために	26
5	推進体系	27

## 第4章 計画の推進管理

1	推進組織	28
2	関係者の役割	28
3	目標達成評価フロー（PDCAサイクルの活用）	30

## 参 考 資 料

1	食育基本法	31
2	策定組織名簿	35
3	策定経過	37

## 第1章 計画に対する基本的な考え方

### 1 計画策定の意義

近年、核家族化やライフスタイルの変化に伴い、朝食を食べない、おやつを食事代わりにしているなど、食の問題による心身への影響が懸念されています。

また、過食や栄養バランスの崩れた食事による生活習慣病や医療費の増加も、社会的な問題となっています。

さらに、食べ残しなどによる食品の廃棄といった環境への影響や農薬、食品添加物、偽装表示など食品の安全性についての問題も生じています。

このような状況の中、生涯にわたって健康で豊かな生活を実現するため、国は、平成17年6月、食育を重要課題と位置づけ、国民的な運動として推進していくこととし、「食育基本法」を制定しました。

阿賀野市においても市民一人一人が食への感謝の気持ちを深め、食に関する知識と選択する力を学び実践すること、適度な運動を取り入れることなど自らが心身の健康を守り、人生を心豊かに生きることができると人を育てることを目的に、平成21年3月に阿賀野市食育推進計画を策定し、この度、第2次計画を策定するに至りました。

第1次計画では、家族と一緒に食事をする者の割合が園児と小学生で増加するなど、食習慣が改善しつつあります。第2次計画では、家族で食べる朝食の重要性を中心とした食育活動に取り組むこととしました。

市民と行政がそれぞれの立場から「食」について考え、共に取り組んでいくため、市民の皆さんのご意見をもとに地域の特性や、引き継がれてきた特有の食文化を生かした食育の推進を目指します。

### 食育とは？

食育基本法（平成17年6月制定）の中では、  
「食育」を次のように位置づけています。

- ① 生きる上での基本であって、知育、徳育及び  
体育の基礎となるべきもの
- ② 様々な経験を通じて  
「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、  
健全な食生活を実践することができる人間を育てること

## 2 基本理念

食は命の源であり、健全な食生活なくして私たちの健康は維持できないこと、自然の恵みや「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めることなど市民一人ひとりが「食」について見つめ直すことが、今とても重要になっています。そこで、これらを踏まえて第1次計画から引き続き、

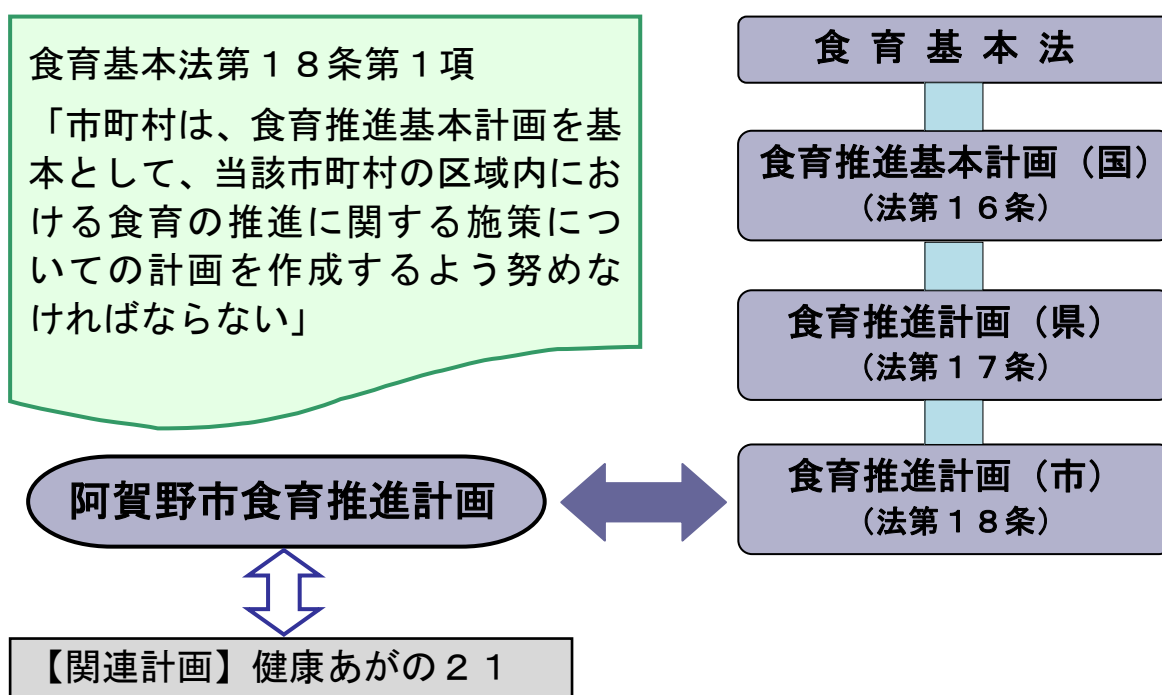
**阿賀野の食で、豊かな人間性と健康な心身（からだ）を育み、  
人と人とのつながりを大切にし、明るい未来を築く**

**キャッチフレーズ： 「食べる楽しみ 阿賀野の恵み」**

このことを目指すことを基本理念とします。

## 3 計画の位置づけ

阿賀野市食育推進計画は、食育基本法に基づき、国の食育推進基本計画に沿って策定しました。この計画は、食育を進めるための基本的な考え方を明らかにするとともに、食育を具体的に推進するための総合的な指標として位置づけます。



※健康あがの21(市町村健康増進計画)と  
整合を図っています

## 4 計画の期間

この第2次計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とし、関連計画の「第2次 健康あがの21計画」中間評価の時期に合わせます。

なお、社会経済情勢の変化などによって、計画の変更が必要になった場合には、阿賀野市食育推進会議の意見を聴いて、見直すこととします。

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	
		第2次 食育推進基本計画 (H23~H27)									
	新潟県食育推進計画 (H19~H24)			第2次 新潟県食育推進計画 (H25~H28)							
阿賀野市食育推進計画 (H21~H26)						第2次 阿賀野市食育推進計画 (H27~H31)					
健康あがの21計画 (H17~H26)						第2次 健康あがの21計画 (H27~H36)					

## 第2章 計画の基本的な方向

### 1 第1次計画の結果

全指標の目的達成状況（ベースライン値と現状値により判定）

集計	評価指標項目	割合
A 目標達成（改善率 90%以上）	2	8%
B 改善（改善率 50%以上 90%未満）	2	8%
C やや改善（改善率 10%以上 50%未満）	10	40%
D 変わらない（改善率-10%以上 10%未満）	5	20%
E 悪化（改善率-10%未満）	6	24%
指標数 計	25	
達成・改善（A+B+C）	14	56.0%
未評価（目標値が無いなもの等）	12	

前計画の目標設定時の値（ベースライン値）と直近を比較し、どの程度改善したかを判断する手法により実施しました。（ベースライン値・H20年、中間値《健康あがの21中間報告》・H22年） 37項目

#### (1) 食育全体推進目標

○食育の意味も言葉も知っている人の割合の増加

ベースライン値	中間値	現状値	目標値	判定
38.3%	—	46.2%	60%以上	C

・増加しており、食育について市民に少しずつ知られてきている。

○食育に関心をもっている人の割合の増加

ベースライン値	中間値	現状値	目標値	判定
67.9%	90.2%(H24)	58.7%	90%以上	E

・中間値に比べ減少しており、更なる啓発が必要であるが、食育の言葉と意味が浸透し一般的になったことにより関心が薄れたとも言える。

○食育という言葉を知っている子ども

幼児、小学生、中学生

ベースライン値	中間値	現状値	目標値	判定
—	38.2%(H25)	37.6%	—	—

・平成25年調査時に比べ、横ばい状態で、更なる啓発が必要。

○食育メッセージを知っている人の増加

幼児、小学生、中学生

ベースライン値	中間値	現状値	目標値	判定
—	12.7%(H25)	12.9%	—	—

大人

ベースライン値	中間値	現状値	目標値	判定
—	44.0%(H24)	10.9%	—	—

・幼児、小学生、中学生は中間値に比べ「食育という言葉を知っている」と同様に横ばい状態で、大人は大幅に減少しており、更なる周知が必要。



## (2) 施策別推進目標

### ①「食に関する知識の習得と健全な食習慣の実践」

○朝食を毎日食べていない人の割合の減少

幼児

ベースライン値	中間値	現状値	目標値	判定
3.7%	3.8%(H23)	8.0%	0.0%	E

小学生

ベースライン値	中間値	現状値	目標値	判定
3.0%	3.7%	6.9%	0.0%	E

中学生

ベースライン値	中間値	現状値	目標値	判定
10.4%	14.3%	9.6%	0.0%	D

20～39歳

ベースライン値	中間値	現状値	目標値	判定
24.3%	28.4%	21.9%	9.0%以下	C

・幼児・小学生は増加、中学生と20～39歳は減少しているものの、朝食の重要性、食習慣の改善に向け、教育機関と連携した家庭への指導・啓発が必要。

○いつもお手伝いをしている子どもの割合の増加

幼児

ベースライン値	中間値	現状値	目標値	判定
12.0%	53.6%(H25)	17.2%	20%以上	B

小学生

ベースライン値	中間値	現状値	目標値	判定
17.2%	18.3%	22.1%	30%以上	C

中学生

ベースライン値	中間値	現状値	目標値	判定
16.5%(H19)	12.8%(H24)	18.3%	30%以上	C

・幼児、小学生、中学生とも計画策定時に比べ増加しており良い傾向にある。

○肥満傾向児の割合の減少（肥満度20%以上）

幼児

ベースライン値	中間値	現状値	目標値	判定
2.5%	2.1%	1.8%	減少	C

小学生

ベースライン値	中間値	現状値	目標値	判定
17.2%	8.4%	8.6%	減少	B

中学生

ベースライン値	中間値	現状値	目標値	判定
8.6%	9.7%	8.1%	減少	D

・幼児と小学生は減少傾向、中学生は微減であるが総体的に減少しており良い傾向にある。

○痩身傾向児の割合の減少（肥満度－15%以上）

幼児

ベースライン値	中間値	現状値	目標値	判定
2.1%	1.9%	1.6%	減少	C

小学生

ベースライン値	中間値	現状値	目標値	判定
8.3%	—	6.3%	減少	C

中学生

ベースライン値	中間値	現状値	目標値	判定
12.7%	3.9%(H24)	7.0%	減少	C

・幼児、小学生、中学生ともに減少しており良い傾向にある。

○適正体重の人の割合の増加

20歳以上

ベースライン値	中間値	現状値	目標値	判定
68.4%	70.2%	68.0%	75%以上	D

・ほぼ横ばい状態で推移しており、更なる運動、食生活改善の啓発が必要。

○むし歯がない児の割合の増加

3歳

ベースライン値	中間値	現状値	目標値	判定
70.3% (H19)	81.2%(H23)	84.1%(H25)	80%以上	A

12歳

ベースライン値	中間値	現状値	目標値	判定
56.1% (H19)	67.7%	75.4%	70%以上	A

・3歳児、12歳児ともに虫歯がない児が増加し、目標を達成しており、乳幼児から児童に対する歯科事業が理想的に実施されていると言える。

○歯が20本以上ある人の増加

65～74歳

ベースライン値	中間値	現状値	目標値	判定
49.4%	59.0%	49.1%	60%以上	D

75歳以上

ベースライン値	中間値	現状値	目標値	判定
28.8%	30.8%	24.8%	35%以上	E

・65～74歳は横ばい状態、75歳以上は減少傾向にあり、効率的な栄養摂取のため、更なる指導啓発が必要。

○野菜をほとんど食べていない人の割合の減少

20～39歳

ベースライン値	中間値	現状値	目標値	判定
11.5% (H19)	19.3%	15.8%	10%以下	E

・計画策定時に比べ増加傾向にあり。就職等による生活の変化が要因と思われるが、バランスの良い食事の重要性と生活習慣病について更なる啓発が必要。

○週2回以上運動の習慣がある人の割合の増加  
20歳以上

ベースライン値	中間値	現状値	目標値	判定
26.9%	23.0%	27.3%	35%以上	D

- ・計画策定時に比べ横ばい傾向にある。運動不足が生活習慣病に繋がることから更なる運動習慣の啓発が必要。

○外食や食品を購入する際に栄養成分表示を参考にする人の増加

ベースライン値	中間値	現状値	目標値	判定
—	43.0%	51.5%	—	—

- ・中間値に比べ増加しており、健康に配慮した食への関心が高まっていると思われる。

○普段の食事で減塩(適塩)をこころがけている人の割合の増加

ベースライン値	中間値	現状値	目標値	判定
—	48.8%	60.1%	—	—

- ・中間値に比べ、増加している。特に高齢者の割合が高く、減塩に対する指導・啓発が浸透し、血圧等の自己管理の意識が高まっていると思われる。

## ②「安心・安全な農畜産物の生産と地産地消の推進」

○地産地消に関心のある人の増加

ベースライン値	中間値	現状値	目標値	判定
調査実績なし	56.7%	66.8%	90%以上	C

- ・中間値に比べ増加しており、安心・安全な農産物への意識が高まっています。

○地産地消を実践している人

ベースライン値	中間値	現状値	目標値	判定
—	81.8%(H25)	77.3%	—	—

- ・安心・安全な農産物への意識が高まりはあるが、実践に繋がっていない。地場産の流通・販売形態が影響していることも考えられる。

○地場産野菜の直売所またはスーパーの直売コーナーの利用者の増加

ベースライン値	中間値	現状値	目標値	判定
—	60.0%	70.1%	—	—

- ・中間値に比べ増加している。安心・安全な農産物への意識が高まっており直売所・直販コーナーがあれば地産地消を実践していると考えられる。



○家で野菜を作って食べている割合

ベースライン値	中間値	現状値	目標値	判定
—	59.7%	63.7%	—	—

- ・安全な食に対する意識の高まりが家庭での行動に表れていると思われる。

### ③「食文化の伝承と発展」

○1日1回以上家族で食卓を囲む機会の増加

幼児、小学生

ベースライン値	中間値	現状値	目標値	判定
94.5%	94.4%	96.4%	100%	C

・微増ではあるが増加傾向にある。家族で食事をするにより食生活の乱れが無くなり、日本食のマナーの継承に繋がることから更なる指導・啓発が必要。

○ごはん(米飯)を1日2食以上食べている人の割合の増加

ベースライン値	中間値	現状値	目標値	判定
—	79.9%	87.3%	—	—

・ごはん(米飯)・和食の食文化の意識と、バランスのとれた食に対する意識が高まっていると思われる。

○家庭で郷土料理を食べている人の割合

ベースライン値	中間値	現状値	目標値	判定
—	81.0%(H24)	60.8%	—	—

・中間値に比べ減少しており、核家族化により郷土料理を食べる機会が減少していると思われる。

○郷土料理を知っている子ども

幼児、小学生、中学生

ベースライン値	中間値	現状値	目標値	判定
—	25.7%(H25)	25.7%	—	—

・中間値と比べ横ばい状態で、教育機関と連携した周知・啓発が必要。

### ④「食をとりまく環境問題への取組」

○マイバックの利用者数の増加

ベースライン値	中間値	現状値	目標値	判定
34.4%	42.9%	28.3%	50%以上	E

・ベースライン値、中間値に比べ減少しており、一層の啓発が必要。

○家庭から出すごみを減らす努力者の増加

ベースライン値	中間値	現状値	目標値	判定
—	52.3%	67.3%	—	—

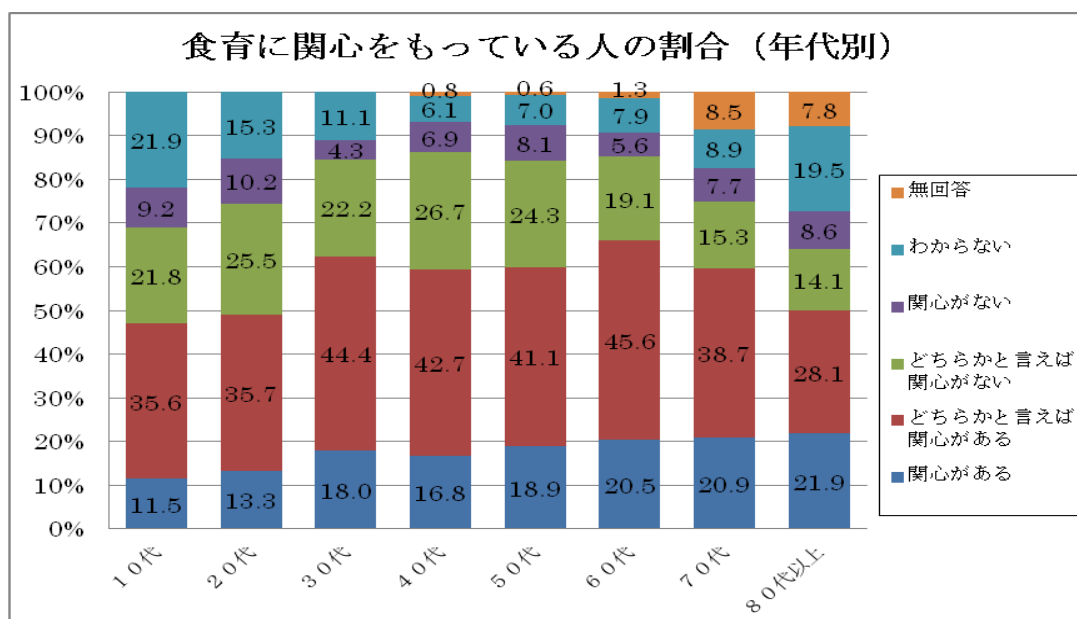
・中間値に比べ増加しており、ごみ削減・環境問題に対する意識が高まっていると考えられる。



## 2 第1次計画の結果分析及び食に関する現状

### (1) 食育全体推進目標

- 食育の意味も言葉も知っている人の割合は、計画策定時に比べ7.8%増加し食育について市民に少しずつ知られてきている。
- しかし関心を持っている人の割合は中間値に比べ減少している。その中では30～60歳代で関心が高い傾向がある。10・20歳代と80歳代以上で「関心がない」「わからない」の割合が高い。



（平成26年度 市民アンケート）

- 食育という言葉を知っている子どもは37.6%で横ばい状態。
- 阿賀野市の食育メッセージの認知度は子どもは横ばいで、大人は大幅に減少している。

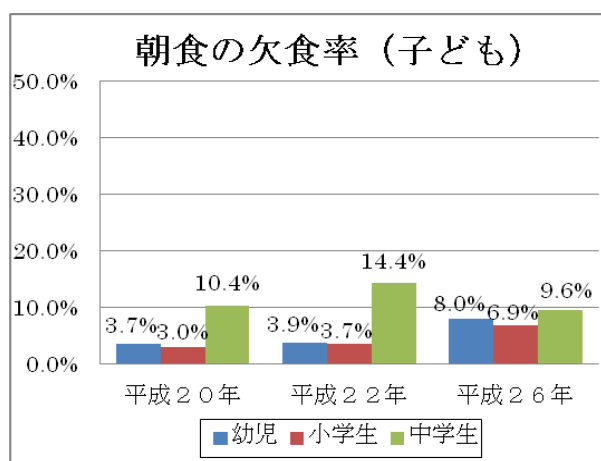
学校等の教育機関での食育教育の取り組みもあり、認識は横ばいながら、定着していている。今後のさらなる啓発が必要。

大人にはこれまでの食育活動から、意味も言葉も普及してきている。しかし、食育が浸透し一般的になってきたことによる関心の薄れがみられる。

### (2) 施策別推進目標

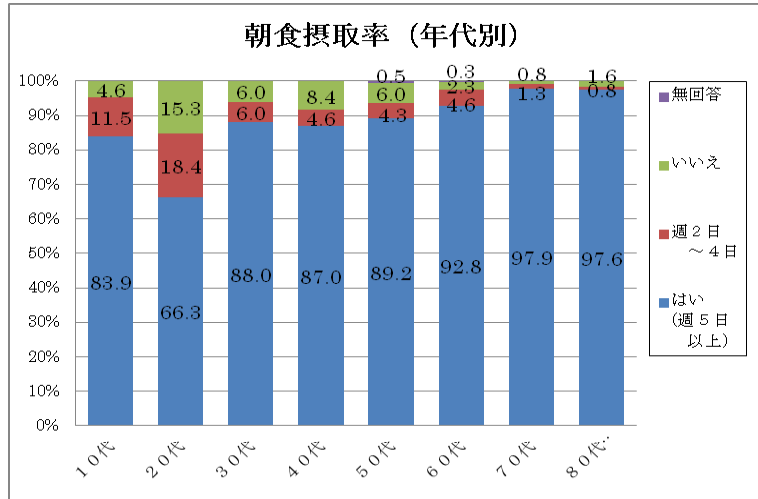
#### ①「食に関する知識の習得と健全な食習慣の実践」

- 朝食欠食状況は、幼児・小学生で増加。中学生・20～39歳は減少傾向にある。朝食欠食割合は20歳代が33.7%と最も高く、就職してからの食生活の乱れが顕著に表れている。



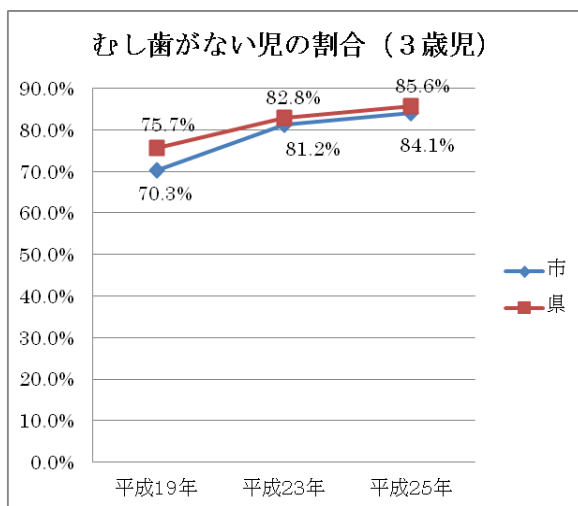
（平成26年度 市民アンケート）

- いつもお手伝いをしている子どもの割合は幼児、小学生、中学生とも目標値を達成していないが、計画策定時に比べ増加している。
- 肥満傾向児（肥満度 20%以上）は、幼児、小学生は減少傾向。中学生は微減だが、全体的には減少している。痩身傾向児（-15%以下）は、幼児、小学生、中学生ともに減少している。肥満、やせ双方とも減少

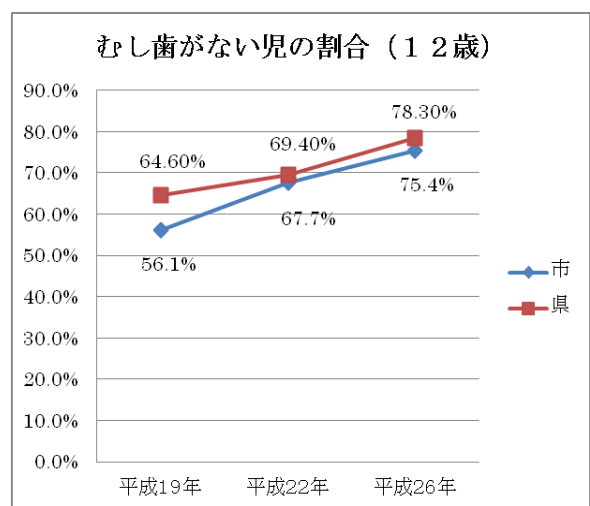


（平成 26 年度 市民アンケート）

- 減少して、子どもの体格は改善されている。しかし県と比較すると、肥満は幼児で低いが、小学生、中学生は高い傾向にある。
- 20歳以上の適正体重（肥満度±10以下）の割合はほぼ横ばいで推移している。
- 野菜をほとんど食べていない人は、20～39歳で15.8%と計画策定時に比べ増加傾向にある。全年代では15.9%、年代別では20歳代が24.5%、80歳以上21.1%、10歳代（高校生以上）20.7%と高く、30歳代は8.5%で一番低いことから、10・20歳代と80歳以上で栄養バランスのとれた食事をしていない傾向が見られる。
- 栄養成分表示を参考にしている人は51.5%と増えており、女性の割合が62.7%と高い。（男性は37.1%）
- 減塩を心がけている割合は中間値に比べ11.3%増加している。年代別にみると60歳代以上で7割以上と高い。食生活改善推進委員が地区活動で実施しているみそ汁の塩分測定の結果でも薄味傾向になってきている。
- むし歯のない児は、3歳84.1%、12歳75.4%と増加して、目標値を達成しているが、県平均よりは低い。



（平成 25 年度 むし歯有病状況）



（平成 26 年度 歯科疾患実態調査）

- 65歳以上で歯が20本以上ある人は、65～74歳49.1%で横ばい。75歳以上では24.8%で減少している。
- 1日30分以上週2回以上の運動習慣のある人は20歳以上が27.3%でほぼ横

ばい傾向。年代別では年齢が高くなるほど運動を続けている人が増えており、60歳代 35.3%、70歳代 36.9%と高くなっている。

家族形態、生活環境の変化が、幼児・小学生の朝食欠食の増加に表れている。他の年代では改善してきているが、低年齢で食生活の乱れが見られ、家庭と園や学校で連携した取り組みが必要。

60歳以降の運動習慣は普及してきているが、働き盛り世代でまだ少ないのが課題である。

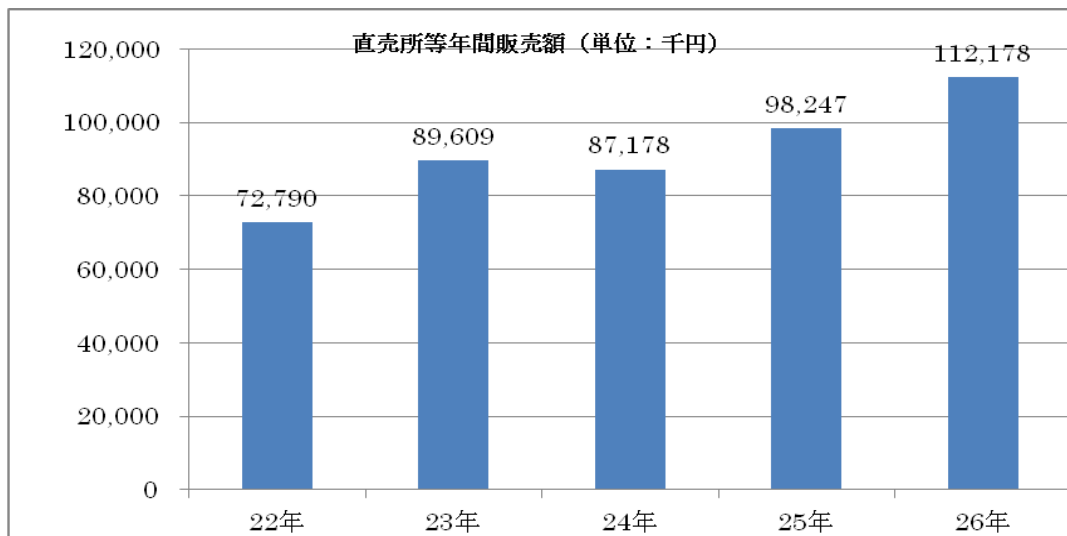
むし歯のない子の割合は増加しているが、65歳以降の歯の本数は改善されていない。子どものむし歯予防対策並びに、大人の予防対策の充実をしていく必要がある。

## ②「安心・安全な農畜産物の生産と地産地消の推進」

○地産地消に関心がある人は 66.8%と目標値の 90%に達しなかったが、中間値と比較すると 10.1%増となっている。安心安全な農産物への意識の表れが出ていると思われる。

○地産地消を実践している人については、平成 25 年度値よりも 4.5%減となっており、地産地消に関心はあるものの実践に繋がっていない。

○直売所を利用している人は中間値よりも 10.1%と増加しており、それに伴い、直売所・インショップの販売額も順調に伸びている。



(平成 26 年度 新潟県農産物直売所調査 (阿賀野市分))

○野菜を作って食べている人は中間値よりも 4.0%増加しており、日頃、安全な食に対する高まりが家庭でも浸透していると思われる。

食の安全性については、「不安」または「やや不安」と答えた人は 52.7%と半数を占め、特に不安を感じているものは輸入食品が 70.6%、食品表示の偽装が 56.2%となっている。

近年、国内で発生している様々な事件等により、食の安全性に対する不安や不信感が大きくなっていることから、地産地消に関心が寄せられている。

食の安全への意識と知識の習得、和食の推進と米の消費拡大、地産地消の推進、直売所の整備と地元食材のPR、地元食材の販売ルートの確保を目標に推進していく必要がある。



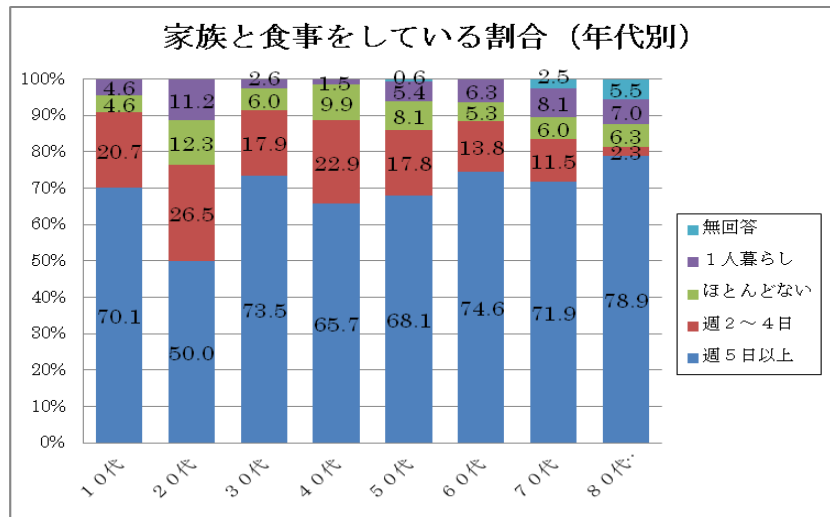
### ③「食文化の伝承と発展」

○1日1回以上家族で食卓を囲む人は幼児、小学生 96.4%で、微増ではあるが増加傾向にある。中学生は 88.9%と多いが、その後高校生以降が 70.1%と少なくなり、20 歳代が 50%と最も少ない。子育て世代の 30 歳代では 73%と増加している。

○ごはんを1日に2食以上食べている人は 87.3%で中間値の 79.9%から増加している。

○家庭で郷土料理を食べている人は 60.8%で減少している。

○郷土料理を知っている子どもは横ばい状態。



(平成 26 年度 市民アンケート)

家族で食卓を囲むことは、食生活の乱れの改善やマナーなどの食文化の継承の場になることから、幼少期からの更なる家庭への啓発が必要。

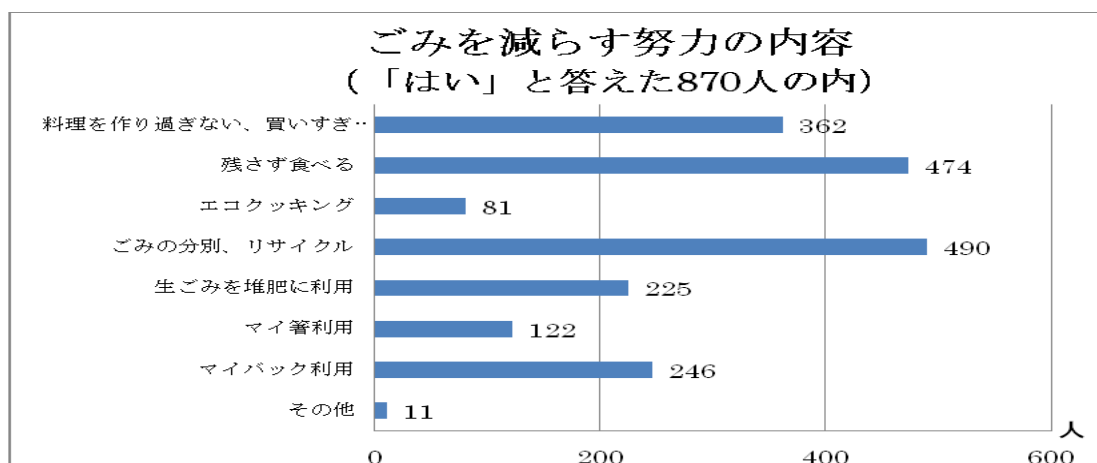
地域の郷土料理を知る機会が、核家族化により減少してきている。更なる普及啓発と子どもの頃からの学ぶ機会の充実を図っていく。

### ④「食をとりまく環境問題への取組」

○マイバックの利用者数は 28.3%でベースライン値、中間値に比べ減少している。

○家庭から出すごみを減らす努力者は 67.3%で中間値 52.3%より増加している。

○ごみを減らす努力の内容は「ごみの分別、リサイクル」「残さず食べる」「料理を作りすぎない、買いすぎない」の順に多い。



(平成 26 年度 市民アンケート)

ごみ削減、環境問題に対する意識が高まってきている。さまざまな努力の内容があり、マイバックもその一つであるが浸透までは至っていない。食に関するごみ削減の方法を更に広く周知していく必要がある。



### 3 課題と目標

市では、第1次計画の結果を踏まえて、第1次計画に引き続き4つの目標を設定しました。

#### ①「食に関する知識の習得と健全な食習慣の実践」

##### 生活習慣の変化

- ・生活リズムの多様化
- ・家族で食卓を囲む機会の減少と子どものこ食（孤・個・子など）
- ・手作り料理の減少と外食中食利用の増加
- ・朝食の欠食と簡素化
- ・食嗜好の違いにより、食事を共有できない
- ・体を動かす機会の減少

##### 食知識の不足と

##### 栄養バランスの乱れ

- ・ダイエット・健康情報などメディア情報の氾濫
- ・間食のとりすぎ
- ・よく噛めず柔らかいものを好む傾向
- ・野菜の摂取不足

#### 目標

##### 【食に関する知識の習得と健全な食習慣の実践】

- ・健全な生活リズムによる家族団らんの食事
- ・基本的な食に関する知識の習得
- ・運動習慣と栄養バランスの良い食事摂取による健康の保持増進
- ・歯と口の健康に関する普及啓発
- ・体験活動による食認識の育成

\*食に対する正しい知識を習得することにより、健全な食習慣を堅持することができ、心身ともに健康につながるものと確信します。

#### ②「安心・安全な農畜産物の生産と地産地消の推進」

##### 食の安全への不安

- ・輸入食品に対する安全への不安
- ・安全な食品を購入したいと考えている人の増加

##### 日本食離れと地域農業への認識不足

- ・米消費の減少
- ・食糧自給率の低下
- ・地元農産物に対する認識不足
- ・農業を営む人の減少

#### 目標

##### 【安心・安全な農畜産物の生産と地産地消の推進】

- ・食の安全への意識と知識の習得
- ・和食の推進と米の消費拡大
- ・地産地消の推進
- ・直売所の整備と地元食材のPR
- ・地元食材の販売ルートの確保

\*農作物も輸入品が多くなり、その食材の安全性に問題が出てきています。  
そのような中、地元で作った新鮮な食材を使うことにより、食の安心安全や地場産業の拡大につながります。

### ③「食文化の伝承と発展」

#### 伝統的な日本の食文化の衰退

- ・日本の食文化が伝承されない
- ・食への感謝の気持ちの希薄化
- ・手料理と郷土料理の減少
- ・核家族の増加

目標

#### 【食文化の伝承と発展】

- ・食に関わる人への感謝のあいさつの習慣化
- ・正しい日本食マナーの継承
- ・日本食、地域特有の料理の伝承

\*伝統的な行事に結びつく料理や、地元の食材を利用した料理、それぞれの家庭で受け継がれてきた料理など、地域で培われてきた食文化やその歴史への理解を深め、次世代へ継承していくことを目指します。

### ④「食をとりまく環境問題への取組」

#### 環境問題に対する意識不足

- ・食材の大量廃棄、もったいない意識のうすれ
- ・ペットボトル、プラスチック、過重包装などによるごみの増大
- ・マイバック利用が普及しにくい

目標

#### 【食をとりまく環境問題への取組】

- ・「もったいない」意識の定着
- ・環境に配慮した食材の生産消費
- ・簡易包装によるゴミの削減
- ・エコ料理の普及啓発
- ・リサイクルの推進
- ・マイバックの推進

\*食生活から発生する廃棄物の増加を防ぐことが、環境問題につながると考え、次世代のため、エコ環境を目指します。

## 4 重点目標

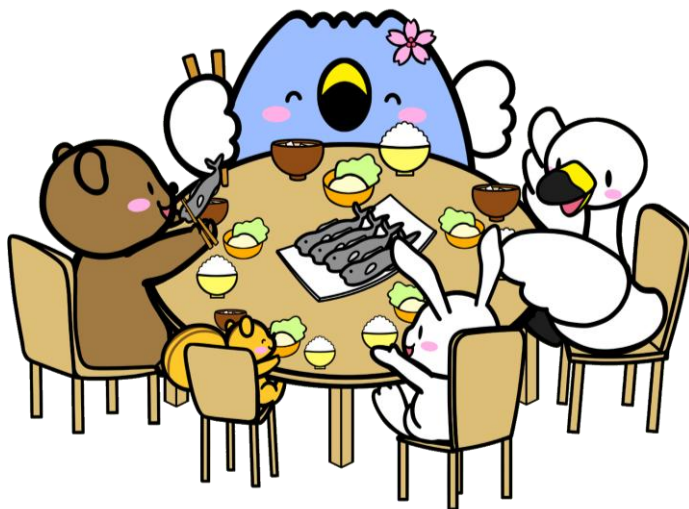
第1次計画に引き続き4つの目標を設定しましたが、第2次計画では「食に関する知識の習得と健全な食習慣の実践」が最重要課題と考えています。

そこで、重点目標を

**「家族で毎日朝ごはん(米飯)」**の向上にしました。

- 「朝ごはん」は、「健全な生活リズムの実践」、「食事摂取による健康の保持増進」、「噛むことによる歯と口の健康保持と脳の活性化」に必要不可欠です。
- 「家族で食事をする」ことは、「孤食を無くす」、「食に関する知識の習得」、「食文化の伝承」、「日本食マナーの継承」を実践することに繋がります。
- 「米飯」を食べることは、「和食の推進」、「栄養バランスの良い食事の実践」、「野菜摂取量の増加」と「米の消費拡大」、「地産地消の推進」に繋がって行きます。

こうしたことから、市の基本理念である「阿賀野の食で、豊かな人間性と健康な心身(からだ)を育み、人と人とのつながりを大切にし、明るい未来を築く」を実践するための「家族で毎日朝ごはん(米飯)」を中心に取組みを進めていきます。



## 5 第2次計画の数値目標

「3 課題と目標」と「4 重点目標」を達成するために具体的な数値目標（指標）を設定しました。

### (1) 食育全体推進目標

指 標	第1次計画策定時 (H20)	第1次目標値 (H26)	現状値 (H26)	目標値 (H31)
食育に関心をもっている人の割合の増加	67.9%	90%	58.7%	90%
食育メッセージを知っている人の増加	—	—	10.9%	15%

### (2) 施策別推進目標

#### ① 「食に関する知識の習得と健全な食習慣の実践」

指 標		第1次計画策定時 (H20)	第1次目標値 (H26)	現状値 (H26)	目標値 (H31)
朝食を毎日食べていない人の割合の減少	園 児	3.7%	0.0%	8.0%	0%
	小学生	3.0%	0.0%	6.1%	0%
	中学生	10.4%	0.0%	9.0%	0%
	20 歳代 男性	24.3% (20~39歳)	9%以下 (20~39歳)	25.7% (H27)	20%
	20 歳代・女性			30.7% (H27)	25%
	30 歳代 男性			33.3% (H27)	25%
	30 歳代 女性			14.6% (H27)	減少
いつもお手伝いをしている子どもの割合の増加	園 児	12.0%	20%	17.2%	20%
	小学生	17.2%	30%	22.1%	30%
	中学生	16.5% (H19)	30%	18.3%	30%

指 標		第 1 次計 画策定時 (H20)	第 1 次 目標値 (H26)	現状値 (H26)	目標値 (H31)
肥満傾向児の 割合の減少 (肥満度 20%以上)	園児(肥満度 15%以上)	2.5% (肥満 20%以上)	減少	4.2%	減少
	小学生	17.2%	減少	8.6%	6.5%
	中学生	8.6%	減少	8.1%	6.5%
痩身傾向児の 割合の減少 (肥満度 -15%以下)	園 児	2.1%	減少	1.6%	減少
	小学生	8.3%	減少	6.3%	減少
	中学生	12.7%	減少	7.0%	減少
肥満者の割合 の減少 (BMI 25 以上)	20~60 歳代 男性	—	—	29.0%	25%
	40~60 歳代 女性	—	—	21.5%	18%
低体重者の割合 の減少	20 歳代・女性 (BMI 18.5 以下)	—	—	36.7%	20%
	65 歳以上 (BMI 20 以下)	—	—	20.7%	16%
むし歯がない児の割合 の増加	3 歳	70.3% (H19)	80%	82.6%	90%
	12 歳	56.1% (H19)	70%	75.4%	80%
歯が 20 本以上ある人 の増加	65~ 74 歳	49.4%	60%	49.1%	55%
	75 歳 以上	28.8%	35%	24.8%	30%
野菜料理(漬物以外)を 1 食に 2 皿 以上食べている人の割合の増加		—	—	45.0%	55%
果物を 1 日 1 回以上食べている人 の割合の増加		—	—	30.0%	40%
外食や食品を購入する際に栄養 成分表示を参考にしている人の増加		—	—	51.5%	70%
主食・主菜・副菜のそろった栄養バ ランスのとれた食事を 1 日 2 回以 上食べている者の割合の増加		—	—	70.7%	80%
普段の食事で減塩(適塩)をこころ がけている人の割合の増加		—	—	60.1%	65%
1 日 30 分以上、週 2 回以 上の運動を 1 年以上継続し ている者の増加	男性	—	—	35.4%	39%
	女性	—	—	23.8%	35%

## ② 「安心・安全な農畜産物の生産と地産地消の推進」

指 標	第1次計画策定時 (H20)	第1次目標値 (H26)	現状値 (H26)	目標値 (H31)
地産地消に関心のある人の増加	調査実績 なし	90%	66.8%	90%
地産地消を実践している人	—	—	77.3%	85%
地場産野菜の直売所またはスーパーの直売コーナーの利用者の増加	—	—	70.1%	80%

## ③ 「食文化の伝承と発展」

指 標	第1次計画策定時 (H20)	第1次目標値 (H26)	現状値 (H26)	目標値 (H31)	
1日1回以上、週5回以上、家族と一緒に食事をする者の割合の増加	94.5%	100%	園児	96.1%	100%
			小学生	96.7%	100%
			中学生	88.9%	95%
ごはん(米飯)を1日2食以上食べている人の割合の増加	—	—	87.3%	90%	
家庭で郷土料理を食べている人の割合の増加	—	—	60.8%	65%	

## ④ 「食をとりまく環境問題への取組」

指 標	第1次計画策定時 (H20)	第1次目標値 (H26)	現状値 (H26)	目標値 (H31)
マイバックの利用者数の増加	34.4%	50%	28.3%	35%
家庭から出すごみを減らす努力者の増加	—	—	67.3%	70%

### 重点目標

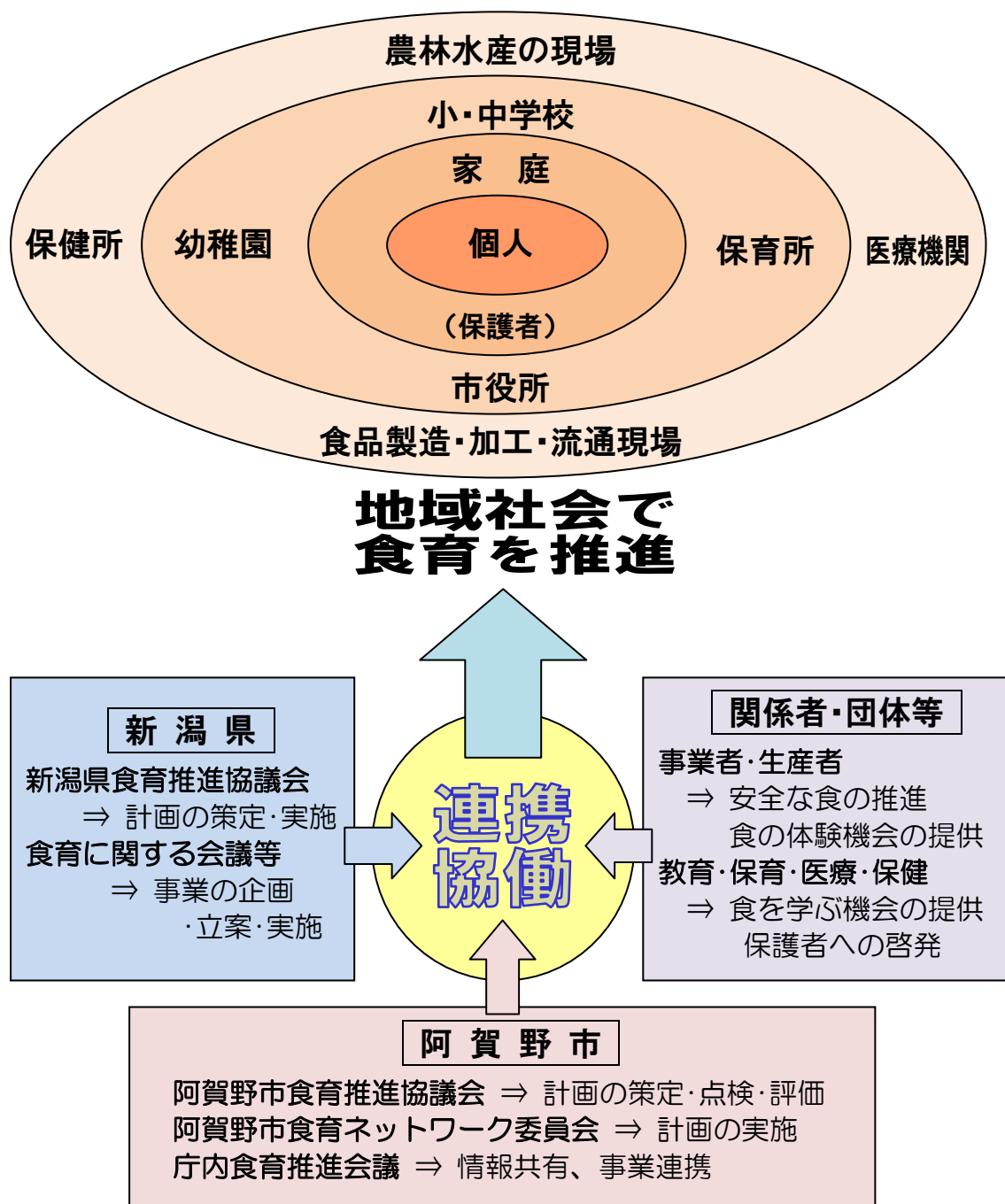
**「家族で毎日朝ごはん(米飯)」 目標値 90%**

(単身世帯の方を除く、現状値 62.8%)

## 6 計画の推進体制

阿賀野市の地域特性などを活かした食育を具体的に推進するため、家庭、保育園、幼稚園、学校、地域、企業など、さまざまな領域において、総合的に「食育」を進める必要があります。

このため、市では、関係課が横断的な連携を図りながら、関係団体との連携により市民に「食育」が浸透するように計画を推進していきます。



## 第3章 目標別取組の内容

第2章で示した「3 課題と目標」と「4 重点目標」を達成するために行なう「施策展開」と「具体的な取組」について示します。

### 1 「食に関する知識の習得と健全な食習慣の実践」のために

健康で豊かに過ごすためには、健全な食生活習慣が不可欠です。

そのため、子どもだけでなく、乳幼児期から高齢期までの全ての世代において規則正しい食生活や栄養バランスのとれた食事、野菜摂取の重要性と減塩（適塩）に対する知識の習得と実践を促進します。

また、健康づくりにおいて運動は欠くことができないことから、運動習慣づくりを促進します。

さらに、歯や口の健康を保ち、自分の歯で食べることは健康な食生活を営むための基本です。歯や口は食べ物を食べるだけでなく、食事や会話を楽しみ、心身ともに健康な生活を送るうえで大きな役割を果たします。生涯自分の歯で食事を楽しむため、子どもから高齢者までの幅広い歯科保健対策の充実を図ります。

#### ①望ましい食事習慣や栄養についての講習会の開催

適切な食事バランスや食生活習慣、栄養の知識の普及のための健康講座や調理教室をとおして学ぶ機会を充実します。

##### 具体的な取組

- 健康づくりのための各種料理教室の開催
  - ・各地区、団体において正しい食生活や栄養の講話や調理実習の実施
  - ・食生活改善推進員協議会と共催での事業の実施
- 疾病予防講座の開催
  - ・特定保健指導会(集団)や糖尿病予防教室の開催
- 食生活改善指導の充実
  - ・健診結果説明会や健康相談日における個別相談指導の実施
- 健康づくりに関する地区組織の育成支援
  - ・健康づくり普及活動を行う健康推進員会、食生活改善推進委員協議会の育成支援
- 乳幼児健診における栄養講話、個別栄養相談の実施

#### ②食育の普及啓発

食育に関する市民の理解を深めるため、普及啓発に努めます。

##### 具体的な取組

- 食育月間、食育の日の普及啓発
  - ・「毎年6月は食育月間、毎月19日は食育の日」を各種イベント、講演会、教室等で市民、団体等への普及啓発を実施
- 学校等での食教育の充実
  - ・給食レシピ等を使用した家庭への食育の情報提供
  - ・食育授業による幼稚園児、小中学生への食教育の実施
- 民間団体や事業者の協力による食育啓発
  - ・「あがの食育・元気づくり応援団」による店舗等での食育の啓発
  - ・「新潟県健康づくり支援店登録店」による店舗等での食育の啓発



### ○食育メッセージの普及啓発

- ・食育メッセージによる食育の啓発、推進
- ・食育メッセージレシピ集のPRと活用

### ○市民への食育啓発や情報提供

- ・広報あがの、市ホームページ、レシピサイト「cookpad」での食育情報や献立等の掲載

#### 【一人ひとりができる取組】

- 「家族で毎日朝ごはん」を実践しましょう！
- 朝・昼・夕、バランスよく3食食べましょう！
- 栄養成分表示を参考にしよう！
- 減塩（適塩）に心がけよう！
- 野菜料理を毎食1皿追加しましょう！
- 自分自身の健康状態を知るために1年に1度は健診を受けましょう！
- 食生活に関する講習会などに積極的に参加しましょう！



### ③健康づくりのための運動啓発

健康づくりにおいて、運動は食事とともに大切であり、健康の維持・増進を図るため、日常生活において運動習慣の実践を推進します。

#### 具体的な取組

#### ○継続的な運動の推進

- ・各地区での運動教室の実施
- ・トレーニングルームの利用推進及び運動指導者の育成配置
- ・ウォーキングロード活用の推進

#### ○運動普及のための組織の育成と活用

- ・運動普及員会の育成支援
- ・元気長生き応援隊の活用

#### ○元気づくり共同会議事業

- ・シャキ！いき！健康法の普及推進
- ・水中運動の普及推進

#### ○子どもの体をたくさん動かすことの推進

- ・テレビ、ゲームの時間を決め、外で遊ぶことを推進
- ・家のお手伝いの推進（犬の散歩、掃除をする、買い物等）
- ・楽しみながら続けられる運動やスポーツの推進

#### 【一人ひとりができる取組】

- 楽しみながら続けられる運動を身につけよう！
- 今より10分多く毎日身体を動かそう！（プラス・テン）
- 1日30分以上、週2回以上の運動をしよう！
- 各地区、体育館等で開催される運動教室等に参加してみよう！

### ④望ましい食習慣の形成

望ましい食習慣と食の知識、食品を選択する力を身につけることが大切です。幼保育園児から食事の楽しさや大切さを学び、よりよい食生活を整えるための取り組みを推進します。

### 具体的な取組

- 食育講座の実施
  - ・ 幼保育園児、小中学生及び保護者を対象とした食事の重要性に関する講話や調理実習等の実施
- 幼保育園における食育の充実
  - ・ 野菜栽培や親子調理教室等の体験を通し、食べ物を大切にする力の習得
  - ・ 「学校における食育計画」に沿った食育の充実
- 小学校、中学校における食育の実践
  - ・ 各教科、特別活動（学級活動・給食指導・学校行事等）、総合的な学習の時間などを活用し、各時間の特性を生かし目標を踏まえた取り組みを行う。
  - ・ 栄養教諭、養護教諭、各学級担任、教科担任の連携による食育授業の実施
  - ・ 中学2年生に対する生活習慣病予防事業の実施

## ⑤歯や口の健康についての普及

生涯を通じて自分の歯で噛んでおいしく食べることは、心身ともに健康な生活を営むために重要です。歯や口の健康を守るために、むし歯予防・歯周病予防に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

### 具体的な取組

- 歯科健診事業の実施
  - ・ 1歳児親子・1歳6ヶ月児歯科健診（歯科健診・フッ化物歯面塗布・歯みがき指導・個別相談）
  - ・ 3歳児健診（個別相談・歯科健診・フッ化物歯面塗布）
  - ・ プレママ・プレパパ教室（歯科健診・歯科相談）
  - ・ 成人歯科健診（集団健（検）診時に歯科健診・お口の健康チェック）
  - ・ 親と子のよい歯のコンクール、いきいき人生よい歯のコンクールの推薦
- う蝕予防事業の実施
  - ・ フッ化物塗布（10ヶ月児から年少児を対象に歯科健診・フッ化物歯面塗布）
  - ・ フッ化物洗口（幼・保育園、小・中学校で実施）
- 歯科保健健康教育の実施
  - ・ むし歯・歯肉炎予防教室（幼保育園、小中学校及び保護者へ、原因と予防・望ましい生活習慣の啓発）
  - ・ 口腔ケア教室
- 高齢者等事業の実施
  - ・ 要介護者等歯科保健推進事業の推進（無料訪問歯科健診・口腔ケア実地研修の推進）
  - ・ 訪問歯科相談
- 広報活動
  - ・ 広報あがのやホームページへの掲載

### 【一人ひとりができる取組】

- 定期的に歯科健診や歯石除去を受けましょう！
- 糸ようじや歯間ブラシを使う習慣を身につけましょう！
- 生涯を通じフッ化物を利用しましょう！
- 糖分を含む食品の適正摂取を心がけましょう！
- よく噛んで食べる習慣を身につけましょう！



## ⑥食に対する相談体制の充実

健全な食生活習慣の実践のために、相談体制の整備と充実を図ります。

### 具体的な取組

- 妊娠期における相談
  - ・母子手帳交付、プレママ・プレパパ教室時の相談
- 乳幼児期における相談
  - ・4ヶ月児健診、10ヶ月児健診、1歳親子歯科健診、1歳6ヶ月児健診、3歳児健診、離乳食講習会での相談
- 訪問相談の実施
  - ・集団健診要指導者訪問、乳幼児訪問の実施
- 健康相談日の設置
- 消費者行政相談窓口の設置
  - ・食の不安に関する消費者行政相談窓口の設置

## 2 「安心・安全な農畜産物の生産と地産地消の推進」のために

地域で生産されたものを地域で消費する「地産地消」は、「顔が見え、話ができる関係」で生産者と消費者を結びつけるとともに、地域農業の活性化につながります。さらに、地元産は新鮮だけにとどまらず、農畜産物がもつ栄養素は、旬の時期に最も多く含まれるため、栄養と魅（味）力がたっぷりです。

また、流通などにかかる環境負担が少ないなどの利点があります。

阿賀野市で生産された新鮮で美味しい農畜産物の消費拡大を促進します。

### ①農業の体験活動と生産者と消費者の交流

食に対する感謝の気持ちや食の大切さを学ぶため食農体験活動を推進します。

生産の過程や生産者の苦勞、自然の恵み等により農畜産物が生産されていることを身近に感じ、食べ物を大切に作る心を育てます。

また、消費者が農業への理解や関心を深めるために生産者との交流会を実施します。

### 具体的な取組

- 食農体験学習の推進
  - ・幼保育園、小中学校での米づくり、野菜づくりなどの農作業体験の実施
  - ・教育ファームの推進
- 学校給食における生産者との交流
  - ・幼保育園、学校給食食材の生産者や食農体験協力者と子どもたちの交流会の実施

### ②直売所の充実、スーパー等での地場産農畜産物の供給拡大

農畜産物の作り手の顔が見える「安心・安全」と新鮮な農畜産物の宝庫である直売所の充実を図ります。また、スーパー等での地場産コーナーの設置拡大を促進し、地産地消の普及啓発に努めます。

### 具体的な取組

- 農畜産物直売所の開設、支援
- 地場産農畜産物の販売促進

- スーパー等における地場産コーナーの設置、拡大の促進
- 阿賀野市産農畜産物のPR

### ③学校給食での地産地消の実施

幼稚園、学校給食で地元産食材の使用を促進して、地産地消推進とその意義を啓発します。また、ごはん中心の日本型食生活を給食献立に取り入れ、米の消費拡大を図ります。

#### 具体的な取組

- 学校給食への地場産農畜産物使用促進
  - ・幼稚園給食、学校給食での地場産農畜産物の供給拡大
  - ・地場産農畜産物を主とした給食や郷土料理を取り入れた給食献立の実施
- 学校給食での米飯給食の推進
  - ・幼稚園、小中学校での和食を中心とした米飯給食の推進

### ④地産地消の促進と米の消費拡大

阿賀野市で生産された農畜産物を使用した料理教室などを充実します。

#### 具体的な取組

- 地場産農畜産物を使用した料理教室の開催
- イベントでの地産地消のPRと旬の農畜産物を使ったメニューの紹介
- 地産地消と食の安心・安全に関する講座の開催
- 米の消費拡大の促進
  - ・米を主食とした和食の推奨、米粉を利用したレシピのPRや料理教室の開催
- 地産地消推進のための組織の育成、支援
  - ・地産地消の普及啓発のため、農村地域生活アドバイザーによる料理教室の開催や活動支援の実施

#### 【一人ひとりができる取組】

- 農業体験型のイベントに参加してみましょう！
- 安全な食材を選ぶ目を養いましょう！
- 地元の食材や旬の食材を使うように心がけましょう！
- ごはんを中心とした和食を進んで食べましょう！
- 阿賀野市産の新鮮で美味しい食べ物に関心を持ちましょう！



## 3 「食文化の伝承と発展」のために

“ごはん”を中心とした日本型食生活の再認識と普及を推進するため、正しい和食のマナーの伝承を図ります。

郷土料理・行事食等の普及啓発、阿賀野市特有の食習慣や食文化の継承を行ないます。

### ①郷土料理の講習会の開催とPR

イベントや料理教室で郷土料理や行事食の普及を図ります。

#### 具体的な取組

- 伝統行事、伝統食品の再認識

- ・地域に伝わる行事や食品、料理などのPR
- ・食育メッセージレシピア集の活用
- 日本型食生活のメニューの提案
  - ・ごはんを中心とした日本型食生活の推奨と和食メニューの紹介
- 郷土料理の普及
  - ・郷土料理普及のための料理教室の開催

## ②学校給食献立での郷土料理の活用

幼稚園、小中学校給食献立において地場産物の食材を活用し、幼児期から行事食、郷土料理に触れる機会を作り、食文化の伝承を図ります。

### 具体的な取組

- 和食献立の推進
- 「給食週間」などでの郷土料理献立日の設定
- 給食時間、給食だよりでの郷土料理の情報提供

## ③家族そろっての食事の推奨

家族そろって食べる食事は、食を楽しみながら家族関係を円滑にします。

また、食事のマナーを伝え、身につけるうえでも重要です。特に子どもが正しいマナーを身につけていけるように、家族そろっての食事の推奨をします。

### 具体的な取組

- 家族団らんの食事の啓発
  - ・乳幼児健診、子育て支援センター、幼稚園、学校等における普及啓発
- 親子料理教室の開催
  - ・親子で一緒に作り、食べる喜びを実感するための料理教室の開催

## ④民間団体と連携した取組

市内の飲食店、スーパー等において、郷土料理を紹介、提供し、日常生活で郷土料理にふれる機会をつくれます。

### 具体的な取組

- 飲食店、スーパー等での郷土料理の情報提供
- イベントの活用
  - ・各種イベント等での郷土料理の紹介

### 【一人ひとりができる取組】

- 家族そろって食事をする機会をつくりましょう！
- 親子で一緒に食事をつくりましょう！
- 食事マナーなどを家庭でしっかり教えましょう！
- 「いただきます」「ごちそうさま」の感謝のあいさつをしましょう！
- 「家庭の味」を大切に伝えましょう！

## 4 「食をとりまく環境問題への取組」のために

食料生産は自然環境と深くつながっています。「食」の大切さとともに自然環境への配慮も重要です。そのため、阿賀野市で進めている環境政策と「食」を関連づけ、食をとりまく環境問題について市民への意識づけを図り、環境にやさしい食育の普及啓発に努めます。

### ①環境に配慮した取組の推進

環境に配慮した食育の推進には、個人や家庭での取り組みだけでなく、行政・学校・企業など、地域全体での取り組みが必要です。互いに連携を図りながら、自然や生活環境にやさしい食環境の整備を推進していきます。

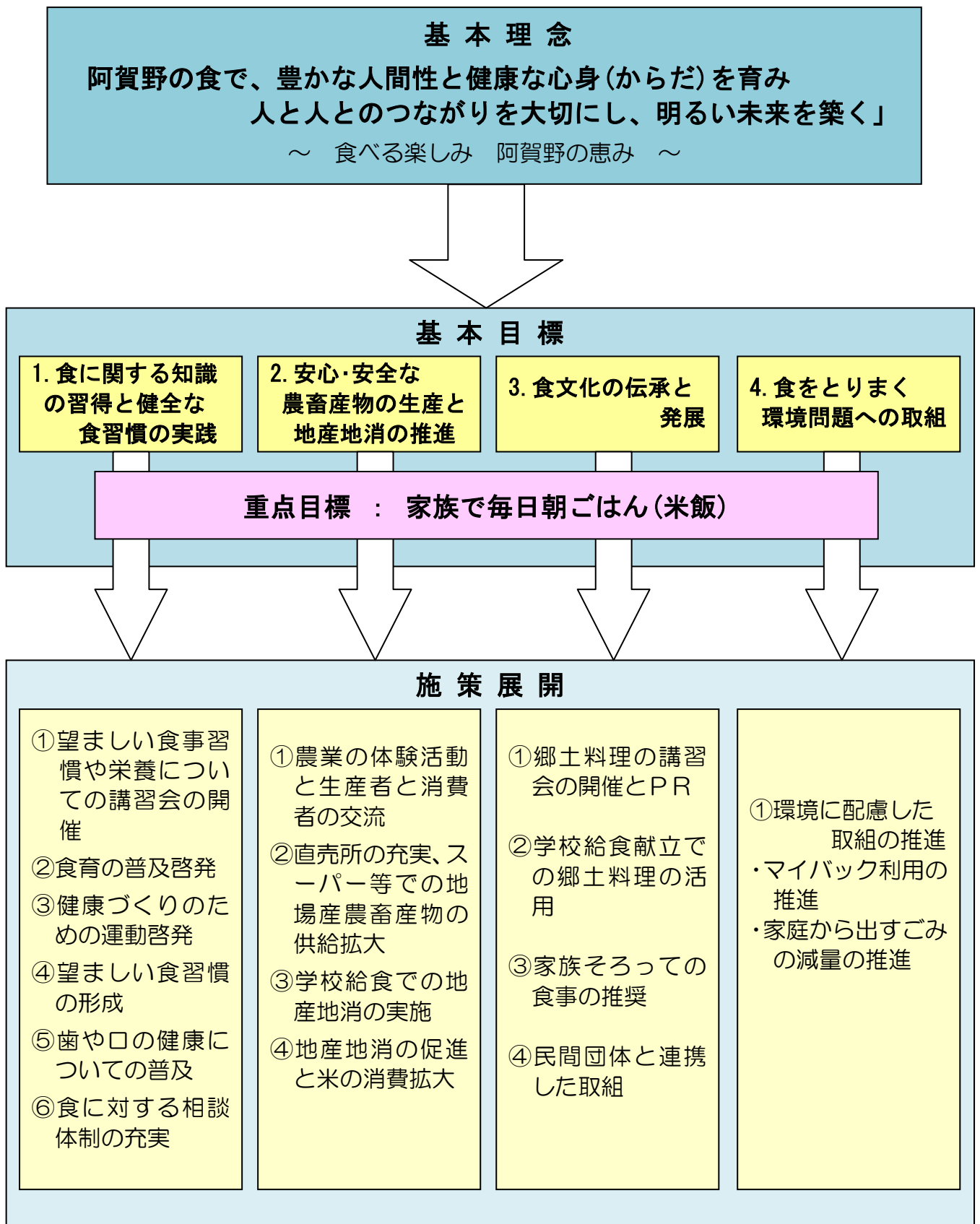
#### 具体的な取組

- ごみ処理過程の体験活動
  - ・ 幼稚園、学校教育における体験学習
  - ・ 市民団体等による研修会の実施
- マイバック、マイ箸の利用促進
  - ・ 各種講座やイベント等を通じての利用の普及啓発
- ごみ分別の周知、徹底
  - ・ 広報等による分別方法の周知と情報の提供
- 食材の簡易包装の推奨
  - ・ 販売店において、食材包装の簡易化の促進
- 残食を出さない取組
  - ・ 学校給食における「もったいない」意識の定着
  - ・ 飲食店での残食ごみ削減、20・10（にいまる・いちまる）運動の推進
- 食材を大切に作るエコ料理の普及啓発
  - ・ 各種料理教室等での野菜の葉や皮を使った料理の普及
  - ・ 残り物を利用した献立の紹介など食材を大切にしたエコ料理の普及、啓発
- 店舗等におけるリサイクルボックスの設置、回収
  - ・ 食品トレー、ペットボトル・キャップ、牛乳パックなどの資源ごみの回収
- 家庭における、生ごみ処理の推進
  - ・ 家庭生ごみ処理機の購入補助制度の周知

#### 【一人ひとりができる取組】

- マイバック、マイ箸を持参し、日ごろからエコライフを心がけましょう！
- 食べ残しのない量の買い物と調理をしましょう！
- ごみはきちんと分別して捨てましょう！
- 食品の包装の簡易化に努め、ごみを減らすよう工夫をしましょう！

## 5 推進体系





## 第4章 計画の推進管理

### 1 推進組織

本計画を着実に推進していくためには、計画の進捗状況を常にチェックし、取組内容を修正するなど、柔軟に対応していくことが求められます。

このため、定期的に本計画の進捗を監視し、新たな提案を含め、常に計画を推進していく組織として、本計画の策定時に設置した組織を継続して設置し、必要に応じて推進組織を見直します。

#### (1) 阿賀野市食育推進協議会

各界、各層から幅広く意見や提案を求めるため、食育に関係のある有識者や専門家を始め、各種団体、食料生産者、販売者代表、消費者代表及び公募市民などからなる「阿賀野市食育推進協議会」を引き続き設置し、専門的立場や市民・事業者の観点から、本計画の点検・評価を行います。

#### (2) 阿賀野市食育ネットワーク委員会

阿賀野市の食育に携わっている関係機関の連携による実効性の高い食育推進運動を展開するため、各種団体、食料生産者、食品販売事業者、子どもの保護者及び関係行政機関職員などによる「阿賀野市食育ネットワーク委員会」を引き続き設置し、市民レベルの食育について、様々な角度から意見、提案を募集し、新たな食育活動に結びつけていきます。

#### (3) 庁内食育推進会議

行政内部の関係課職員からなる「庁内食育推進会議」を引き続き設置し、食育関連事業の情報を共有し、意見交換を行い、事業の連携を深め、本計画の行政事務事業における総合的な推進を図ります。

### 2 関係者の役割

食育の推進を実効性のあるものとしていくためには、前項の組を効果的に運用し、市民、関係者、行政が協力して、それぞれの役割を果たすことが必要です。

#### (1) 県の役割

第2次新潟県食育推進計画に基づき、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進すると共に、市町村の食育推進計画の進行管理および取組実施について支援・助言が期待されます。

#### (2) 市の役割

第2次阿賀野市食育推進計画に基づき、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。また、食育関係団体等と連携・協働しながら、食育の円滑な推進を図ります。

#### (3) 教育関係者の役割

教育並びに保育に関する職務に従事者及び関係者は、指導計画等に基づく体系的、継続的な食に関する指導を行うことにより、子どもが健全な食生活を実践し、生涯にわたって健康で豊かな人間性を育てていくための基礎を培うこと



が求められます。

また、家庭や地域、関係機関と連携して取り組まれることが期待されます。

①保育所等

食に関する指導計画や効果的な指導媒体を作成し、計画的で分かりやすい食の指導を推進します。

また、家庭からの食に関する相談や食についての情報提供を行い、子どもが健康な食生活を営めるよう支援することが期待されます。

②小学校・中学校

学校給食における実践的な指導をはじめ、学級活動、体育(保健体育)、技術家庭、その他関係する教科等、学校の教育活動全体を通じて食育を推進します。そのために、食に関する指導の全体計画、年間指導計画の作成・改善を進め、栄養教諭を中心に全教職員が連携・協力して取り組みます。

なお、家庭と連携するとともに、必要に応じて外部ボランティアや専門家の協力を得ながら取り組まれることが期待されます。

**(4) 医療保険関係者等の役割**

医療及び保健に関する職務の従事者や、それらの関係機関及び関係団体は、あらゆる機会や場所を活用して、他の関係団体とも連携しながら、積極的に食育を推進することが期待されます。

**(5) 農林漁業者等の役割**

農林漁業者及びその関係団体は、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、情報発信するとともに、教育関係者等と連携して食育活動を行うことが期待されます。

**(6) 食品関連事業者等の役割**

食品の製造、加工、流通、販売または食事の提供を行う事業者等は、日常の業務を通して自主的かつ積極的に食育の推進に努めるとともに、国や県、市が実施する食育に関する施策や活動を共に推進することが期待されます。

**(7) 市民の役割**

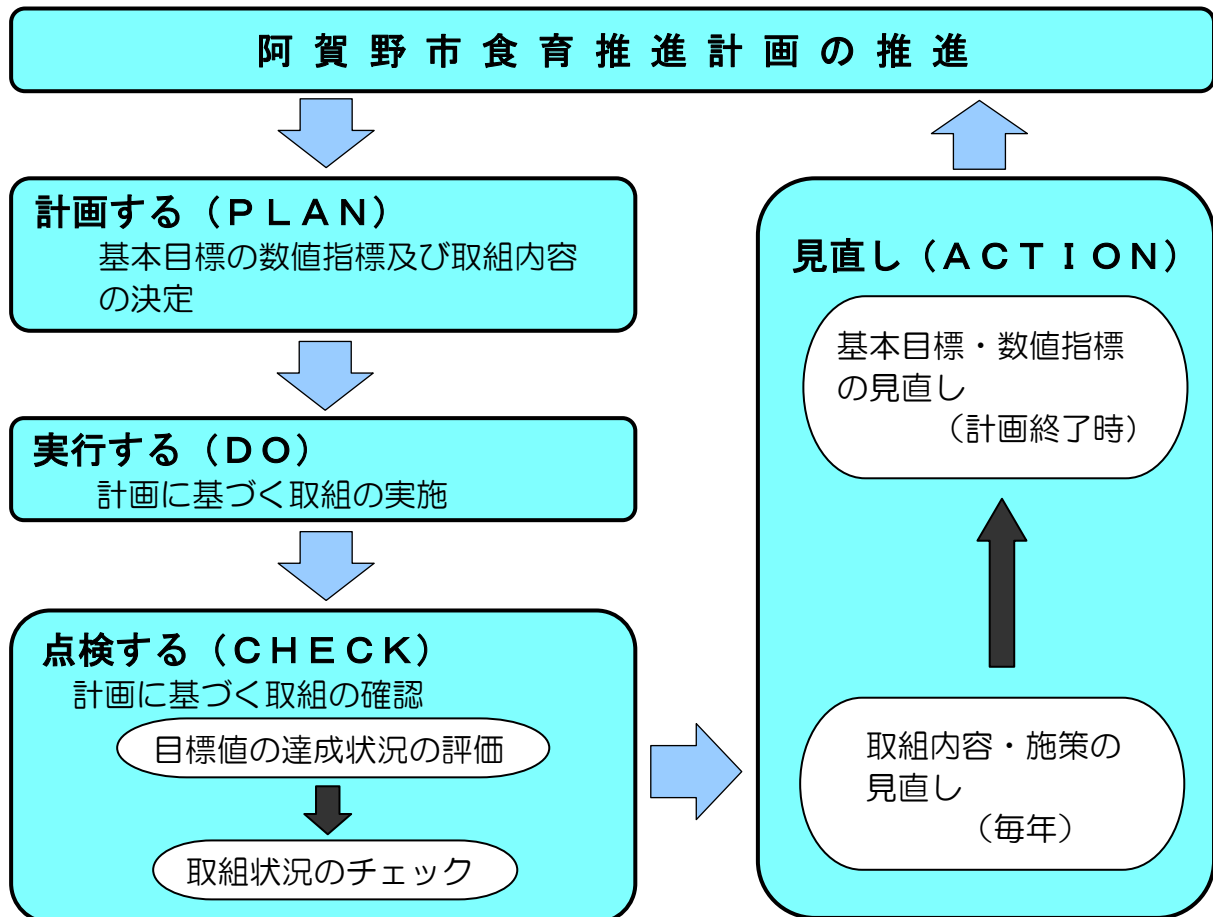
市民は、家庭、学校、保育所、職場などを含めた地域社会において、生涯にわたる健全な食生活の実現に努めることが期待されます。

**(8) 子どもの保護者の役割**

父母その他の保護者は、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進活動に取り組むよう努めることが期待されます。

### 3 目標達成評価フロー（PDCAサイクルの活用）

計画に掲げた基本目標を達成するため、取組の方向で示した施策及び家庭での取組などの進捗状況をチェックするとともに、数値指標を評価し、取組の内容を定期的に見直していく仕組みをフロー図として示します。



## 参 考 資 料

### 1 食育基本法

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。

今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。

もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。

国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の瘦（そう）身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾（はん）濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。

また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行なう能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。

さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが重要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

##### （国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成）

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行なわなければならない。

##### （食に関する感謝の念と理解）

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

##### （食育推進運動の展開）

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

##### （子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割）

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行うものにあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行なわなければならない。

##### （食に関する体験活動と食育推進活動の実践）

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実

践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行なわなければならない。

**(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)**

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

**(食品の安全性の確保等における食育の役割)**

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行なわなければならない。

**(国の責務)**

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

**(地方公共団体の責務)**

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国と連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

**(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)**

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

**(食品関連事業者等の責務)**

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行なう事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

**(国民の責務)**

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

**(法制上の措置等)**

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

**(年次報告)**

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

**第二章 食育推進基本計画等**

**(食育推進基本計画)**

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項
- 三 国民等の行なう自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

**(都道府県食育推進計画)**

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

**(市町村食育推進計画)**

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議がおかれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

### 第三章 基本的施策

#### （家庭における食育の推進）

第十九条 国及び地方公共団体は父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

#### （学校、保育所等における食育の推進）

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の瘦（そう）身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

#### （地域における食生活の改善のための取組の推進）

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

#### （食育推進運動の展開）

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

#### （生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等）

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

#### （食文化の継承のための活動への支援等）

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### （食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進）

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

### 第四章 食育推進会議等

#### （食育推進会議の設置及び所掌事務）

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の

実施を推進すること。

**(組織)**

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

**(会長)**

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

**(委員)**

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命をうけて同法第四条第一項第十七号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの（次号において「食育担当大臣」という。）

二 食育担当大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

**(委員の任期)**

第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

**(政令への委任)**

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

**(都道府県食育推進会議)**

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

**(市町村食育推進会議)**

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

**附則**

**(施行期日)**

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を越えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**(内閣府設置法の一部改正)**

第二条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の一号を加える。

十七 食育の推進を図るための基本的な政策に関する事項

第四条第三項第二十七号の二の次に次の一号を加える。

二十七の三 食育推進基本計画（（食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第十六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

第四十条第三項の表中「少子化社会対策会議 少子化社会対策基本法」を「食育推進会議 食育基本法 少子化社会対策会議 少子化社会対策基本法」に改める。

## 2 策定組織名簿

### 阿賀野市食育推進協議会 委員名簿

所 属	職 名	氏 名
新発田地域振興局	地域保健課長	長 沢 京 子
歯科医師会	阿賀野班 歯科医師	葺 澤 敏 斎 藤 和 俊 (H27.11~)
阿賀野市食生活改善推進委員協議会	会長	○ 山 賀 好 子
JA北蒲みなみ	代表理事組合長	小 林 信 正
JAささかみ	代表理事組合長	● 清 田 壽 一
阿賀野市小中学校長会	赤坂小学校長	石 栗 美 子
阿賀野市認定農業者会	会長	上 松 和 則
幼保育園長	ひまわり幼稚園理事長	関 川 修
株式会社めんつう	代表取締役社長	羽 田 一 樹
市民代表		高 橋 麻 衣
市民代表		清 田 美 雪

● 会長 ○副会長

### 阿賀野市食育ネットワーク委員会 委員名簿

所 属	職 名	氏 名
阿賀野市食生活改善推進委員協議会	副会長	横 山 祐 子
阿賀野市食生活改善推進委員協議会		● 披 田 野 玲 子
保育サポーター どんぐり	代表	本 間 由 香 里
新発田地域振興局	地域保健課 主査	小 島 美 世
在宅栄養士	栄養士	笠 原 初 江
在宅歯科衛生士	歯科衛生士	石 井 清 緒
健康推進員会	健康推進員	渡 部 静 子
運動普及員会	会長	井 上 多 美 子
水原商工会	女性部	芋 川 恵 里
観光協会	宝珠物産会	小 嶋 貴 子
株式会社めんつう	総務部	長 尾 由 紀 子
原信 水原店	店長	近 藤 博 之
五頭山麓うららの森	五頭温泉郷旅館協働組合	長 谷 川 フ サ 子
学校法人 日章幼稚園	主任	池 田 理 子
学校法人 ひまわり幼稚園	園長	真 田 文 子
市立 京ヶ瀬幼稚園	副園長	新 保 憲 子
京ヶ瀬中学校	養護教諭	伊 藤 紀 子
水原小学校	養護教諭	森 谷 直 美
小中学校栄養士	栄養教諭	岡 裕 美 子
京ヶ瀬小学校	調理員	齋 藤 智 子

所 属	職 名	氏 名
私立 たちばな保育園	主任保育士	川瀬 康子
私立 みのり保育園	主任保育士	五十嵐 洋美
北蒲みなみ農業協同組合	営農営業部営農課	磯部 朋子
ささかみ農業協同組合	営農課	武仲 美智子
株式会社 関口商店		青山 孝志
生産者代表（直売所）	ゆうきふれあい村杉即売所	渡辺 恵子
有限会社 安田興和農事		下條 玲子
スポーツ推進委員		本間 多佳子
阿賀野市社会教育委員		加藤 弓起子

● 会長

### 庁内食育推進会議 名簿

所 属	職 名	氏 名
生涯学習課	社会教育係長	渡辺 寿恵
生涯学習課	社会教育係 主幹	田中 恵子
学校教育課	学校給食センター長	渡辺 京子
学校教育課	学校給食センター 主任	石塚 愛
学校教育課	学校給食センター 管理栄養士	吉村 達彦
市民生活課	環境係長	大岡 伸治
市民生活課	相談係 主任	武石 昭
商工観光課	観光係長	五十嵐 広貴
農 林 課	農林振興係 主任	成海 修一
農 林 課	農林企画係 主任	田中 友美
農 林 課	農林企画係 主任	杉山 真紀
社会福祉課	副参事(児童福祉係長)	鈴木 昇二
社会福祉課	児童福祉係主任	五十嵐 由美
健康推進課	元気長生き支援室長	山 寄 富夫
健康推進課	成人係 主任	高橋 佳子
健康推進課	成人係 主幹(歯科担当)	長谷川 京子
健康推進課	母子係 管理栄養士	漆山 薫
健康推進課	健康づくり係長	小池 勉
健康推進課	健康づくり係 主任	和田 祥子
健康推進課	健康づくり係 保健師	新保 緑



### 3 策定経過

日 時	会 議 等
平成 26 年 4 月 24 日	平成 26 年度 第 1 回庁内食育推進会議 ・阿賀野市食育推進計画の最終評価と第 2 次計画の策定について
平成 26 年 6 月 11 日	平成 26 年度 第 1 回阿賀野市食育ネットワーク委員会 ・阿賀野市食育推進計画の最終評価と第 2 次計画の策定について
平成 26 年 6 月 25 日	平成 26 年度 第 1 回阿賀野市食育推進協議会 ・阿賀野市食育推進計画の最終評価と第 2 次計画の策定について
平成 26 年 8 月 1 日～ 平成 26 年 8 月 22 日	健康あがの 21 計画最終評価市民アンケートの実施 ・全 67 項目の内 25 項目が食育に関するもの
平成 27 年 2 月 25 日	平成 26 年度 第 2 回阿賀野市食育ネットワーク委員会 ・阿賀野市食育推進計画の最終評価について報告
平成 27 年 3 月 19 日	平成 26 年度 第 2 回阿賀野市食育推進協議会 ・阿賀野市食育推進計画の最終評価結果報告と 第 2 次計画策定について協議
平成 27 年 4 月 28 日	平成 27 年度 第 1 回庁内食育推進会議 ・第 2 次阿賀野市食育推進計画の素案について協議
平成 27 年 6 月 8 日	平成 27 年度 第 1 回阿賀野市食育ネットワーク委員会 ・第 2 次阿賀野市食育推進計画の素案について協議
平成 27 年 6 月 25 日	平成 27 年度 第 2 回阿賀野市食育推進協議会 ・第 2 次阿賀野市食育推進計画の素案について協議
平成 28 年 1 月 8 日～ 平成 28 年 1 月 21 日	第 2 次食育推進計画案の食育推進協議会委員による内容確認 ・内容修正した第 2 次計画案を送付、書面により意見を回収
平成 28 年 1 月 29 日～ 平成 28 年 2 月 18 日	パブリックコメントの実施 ・資料は市ホームページ公表、保健センターと各支所で配布 (1 名より意見書提出あり)
平成 28 年 2 月 24 日	パブリックコメント結果の公表 ・資料は市ホームページで公表。保健センターと各支所でも配布
平成 28 年 3 月 1 日	平成 27 年度 第 2 回阿賀野市食育推進協議会 ・第 2 次阿賀野市食育推進計画の最終案について承認

第2次阿賀野市食育推進計画  
平成28年3月策定

阿賀野市 民生部 健康推進課

〒959-2092

阿賀野市岡山町 10 番 15 号

TEL : 0250-62-2510

FAX : 0250-62-2513

E-mail : kenko@city.agano.niigata.jp